平成２９年（フ）第６２号
滋賀県犬上郡豊郷町大字三ツ池118番地（206号）
債務者　長谷川政江
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第６８号
滋賀県近江八幡市元水茎町184番地
債務者　羽根　成美
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第７７号
滋賀県東近江市幸町１番52―７号、前住所滋賀県栗東市出庭581番地２（202号）ラウレア
債務者　吉田千佐子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第８０号
滋賀県蒲生郡日野町松尾121ひのたに園、住民票上の住所滋賀県彦根市鳥居本町1281番地（１―502号）
債務者　木浦　武文
1　決定年月日時　平成29年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第８６号
滋賀県蒲生郡日野町大字小井口77番地41
債務者　島津　飛翼
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第６９６号
京都市北区西賀茂柿ノ木町19番地　ニュー太田　206
債務者　渡邉　博幸
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７０６号
京都市東山区福稲御所ノ内町７番地37
債務者　奥野　正博
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７４６号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字扇畑70番地の３　３―１号
債務者　吉川　繁美
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３８８号
兵庫県尼崎市大西町２丁目４番20号
債務者　中村　規彦
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３８９号
兵庫県尼崎市大西町２丁目４番20号
債務者　中村　智子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２８４号
兵庫県加古川市八幡町野村774番地の１
債務者　厚見　照美
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２８９号
兵庫県姫路市網干区興浜907番地524　フィールドパレスⅢ202号、従前の住所兵庫県加古川市別府町別府557番地　ステーションサイド別府401号
債務者　長島　真吾
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２９６号
兵庫県加古川市野口町良野1762番地　翔月庵加古川505号
債務者　松景　榮一
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２９７号
兵庫県加古川市野口町良野1762番地　翔月庵加古川505号
債務者　松景　明美
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１７２号
奈良市中登美ケ丘１丁目1994番地の３　中登美団地Ｄ22―403号
債務者　村中　　純
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１９１号
奈良市学園北２丁目１番５―707号
債務者　中井　舞子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１９２号
奈良市学園北２丁目１番５―707号
債務者　中井みゆき
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
奈良地方裁判所